

①都道府県	②市町村名	0 就学援助制度問い合わせ先（広報用）					1 平成30年度就学援助制度の実施について																						
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1. 就学援助制度の周知方法							2. 就学援助制度の申請書の配布方法															
							（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）							（1）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全て															
							ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ア. 各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ. 各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ. 各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ. 教育委員会で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ. 制度案内等は行わず、各学校で希望者に対して申請書を配	カ. 制度案内等は行わず、教育委員会で希望者に対して申請書を配	キ. その他（内容を2.（2）に記入してください。）							
(2) ケの内容							(3) 就学援助制度周知の工夫					(2) キの内容																	
青森県	六戸町	六戸町教育委員会 教育課	0176-55-4587	gakumu@town.rokunohe.lg.jp	http://www.town.rokunohe.aomori.jp				○	○	○							○	○										
青森県	横浜町	横浜町教育委員会 教育課	0175-78-6622	yokohama-edu@town.yokohama.lg.jp	http://www.town.yokohama.lg.jp/			○		○	○							○	○										
青森県	東北町	東北町教育委員会 学務課	0176-56-4818	gakumu@town.tohoku.lg.jp	http://www.town.tohoku.lg.jp/	○			○	○	○							○											
青森県	六ヶ所村	六ヶ所村教育委員会 学務課	0175-72-2111	rks99030@rokkasho.jp	http://www.rokkasho.jp/	○			○	○	○										○								
青森県	おいらせ町	教育委員会 学務課	0178-56-4258	gakumu@town.oirase.aomori.jp	http://www.town.oirase.aomori.jp						○										○								
青森県	大間町	大間町教育委員会 教育課	0175-37-2103	kyouiku01@town.ooma.lg.jp	http://www.town.ooma.lg.jp/													○											
青森県	東通村	東通村教育委員会 教育総務課	0175-27-2111	kyouiku@vill.higashidoori.lg.jp	http://www.vill.higashidoori.lg.jp/						○	○																	
青森県	風間浦村	風間浦村教育委員会	0175-35-2210	ayano_hachiya@kazamura.jp	http://www.kazamura.jp/			○	○	○											○								
青森県	佐井村	佐井村教育委員会 生涯学習課 学校教育係	0175-38-4506	ryunosuke-k@vill.sai.lg.jp	http://www.vill.sai.lg.jp			○		○	○							○											
青森県	三戸町	教育委員会事務局	0179-20-1157	kyouiku@town.sannohe.lg.jp	https://www.town.sannohe.aomori.jp/						○	○	○					○											町のHP（子育て応援サイト）に掲載
青森県	五戸町	五戸町教育委員会 教育課	0178-62-7964	gukumu@town.gonohe.aomori.jp	http://www.town.gonohe.aomori.jp													○											
青森県	田子町	田子町教育委員会 教育課	0179-20-7072	takko0701a@town.takko.lg.jp	http://www.town.takko.lg.jp/			○		○	○	○									○								
青森県	南部町	南部町教育委員会 学務課	0179-34-2587	gakumu@town.aomori-nanbu.lg.jp	http://www.town.aomori-nanbu.lg.jp/																○					○		学務課でも配布している。	
青森県	階上町	階上町教育委員会 教育課 学校教育グループ	0178-88-2495	hashikyo@town.hashikami.lg.jp	http://www.town.hashikami.aomori.jp	○			○	○	○							○											
青森県	新郷村	新郷村教育委員会総務課	0178-78-2111	kyoiku@vill.shingo.lg.jp	http://www.vill.shingo.aomori.jp/																○					○		児童生徒の日常の学校生活から、経済的負担が大きいと思われる保護者へ学校から制度の周知をし、希望すれば申請書を配布する。	

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																				III 就学援助率									
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																				(2) ソ、タ、チを選択した場合			(3) ツに○をし			(1) 平成29年度	(2) 平成30年度		
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村住民税の非課税	ウ.市区町村住民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ.個人の事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校の納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めて	チ.特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額。又は同基準額に一定の係数を掛	ツ.市区町村住民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠			目安額(年額)	係数(倍率)倍	目安額(年額)万円			(4) (2) (3)の補足	(5) テの内容
倍	課税所得等の分類	年	月	万円																											
該当団体数	40	35	35	28	30	28	34	15	14	18	19	21	17	22	16	3	5	9	0	18	17	17	17	17	17	0	0	0	18	40	40
青森県	青森市	○	○	○	○	○	○			○							○				1.3	総所得(諸控除前)	27	4	331				18	25%未滿	25%未滿
青森県	弘前市	○	○	○	○	○	○					○																	20%未滿	20%未滿	
青森県	八戸市	○	○	○	○	○	○					○									1.3	課税所得	24	12	336				20%未滿	20%未滿	
青森県	黒石市	○	○	○	○	○	○					○																	20%未滿	20%未滿	
青森県	五所川原市	○	○																										20%未滿	20%未滿	
青森県	十和田市	○												○							1	課税所得	30	4	203				20%未滿	20%未滿	
青森県	三沢市	○	○	○	○	○	○					○									1	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	259				20%未滿	20%未滿	
青森県	むつ市	○	○																										15%未滿	15%未滿	
青森県	つがる市	○																			1.3	課税所得	30	2	305				25%未滿	25%未滿	
青森県	平川市	○	○																									15%未滿	15%未滿		
青森県	平内町	○	○	○	○	○	○																					20%未滿	20%未滿		
青森県	今別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	総所得(諸控除前)	29	1	341				40%未滿	35%未滿	
青森県	蓬田村	○	○	○	○	○	○																					20%未滿	20%未滿		
青森県	外ヶ浜町	○	○	○	○	○	○																					20%未滿	20%未滿		
青森県	鯉ヶ沢町	○	○																		1.3	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	319				30%未滿	30%未滿	
青森県	深浦町	○	○	○	○	○	○																					15%未滿	15%未滿		
青森県	西目屋村	○	○	○	○	○	○																					5%未滿	10%未滿		
青森県	藤崎町	○	○	○	○	○	○																					15%未滿	15%未滿		
青森県	大鰐町	○	○	○	○	○	○																					20%未滿	15%未滿		
青森県	田舎館村	○	○	○	○	○	○																					15%未滿	15%未滿		
青森県	板柳町	○	○	○	○	○	○														1.3	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	280				25%未滿	25%未滿	
青森県	鶴田町	○	○	○	○	○	○														1.05	課税所得	25	8	246				20%未滿	20%未滿	
青森県	中泊町	○	○	○	○	○	○														1.2	課税所得	30	1	251				25%未滿	25%未滿	
青森県	野辺地町	○	○	○	○	○	○																					20%未滿	20%未滿		
青森県	七戸町	○	○																		1.3	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	305				15%未滿	15%未滿	

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度標準要保護認定基準																				III 就学援助率									
		(1) 平成30年度当初における標準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																				(2) ソ、タ、チを選択した場合				(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度
		ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ、市区町村市民税の非課税	ウ、市区町村市民税の減免	エ、国民年金保険料の免除	オ、国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ、児童扶養手当の支給	キ、保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク、P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ、個人事業税の減免	コ、固定資産税の減免	サ、学校の納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自	シ、経済的な理由による欠席日数が多い者	ス、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ、生活福祉資金による貸付け	ソ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めて	チ、特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額。又は同基準額に一定の係数を掛	ツ、市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ、その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠			目安額(年額)	係数(倍率)倍	目安額(年額)万円				
		倍		課税所得等の分類		年	月	万円																							
青森県	六戸町	○																	1	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	246			その他、特別の教育的配慮が必要であると認められる者	15%未満				
青森県	横浜町	○	○	○	○	○					○																20%未満	15%未満			
青森県	東北町	○	○	○	○	○					○																15%未満	15%未満			
青森県	六ヶ所村	○	○	○	○	○					○															学校長または民生委員が特に必要であると認める者	15%未満	15%未満			
青森県	おいらせ町																										認定基準) ・保護者が児童扶養手当法による全部支給を受けている者 ・世帯構成員全員の総収入額が定める限度額以内の場合 【扶養親族等の数】 【収入限度額】 1 3,650,000円 2 4,125,000円 3 4,600,000円 4 5,075,000円 ※扶養親族等の数が1名増につき、収入限度額に475,000円ずつ加算する	15%未満	15%未満		
青森県	大間町		○																								・保護者が病気、入院等で就労できないと認められるもの(医療機関受診の請求書、領収書又は就労できない旨の証明を添付) ・その他町長が特に援助を必要と認めるもの	15%未満	15%未満		
青森県	東通村	○	○	○	○	○					○																10%未満	15%未満			
青森県	風間浦村	○	○	○	○	○					○																0%	15%			
青森県	佐井村	○	○	○	○	○					○																5%未満	5%未満			
青森県	三戸町	○	○	○	○	○					○								1.05	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	246				15%未満	15%未満			
青森県	五戸町	○	○		○	○					○															教育上就学援助が必要と認められる児童生徒で学校長の具申書がある場合。	15%未満	15%未満			
青森県	田子町																		1.1	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	218				15%未満	15%未満			
青森県	南部町	○	○	○		○													1.1	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	270			国民年金の掛金を全額減免	15%未満	15%未満			
青森県	階上町	○	○	○	○	○					○								1.1	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	270			キ、ク、サ、シ、スについては、子の基準に該当する場合に認定	25%未満	25%未満			
青森県	新郷村	○	○	○	○	○					○								1.1	総所得(諸控除前)	24	4	227				10%未満	10%未満			

①都道府県		②市町村名		2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																														(2) 補足事項						
				(1) 費目毎の援助額																																				
				学用品費						新入学児童生徒学用品費等						通学費						修学旅行費																		
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他					
青森県	六戸町					○	22,320								○	47,400											○	66,430												
青森県	横浜町					○	22,320								○	47,400											○	70,000												
青森県	東北町					○	22,320								○	47,400											○	90,000												
青森県	六ヶ所村					○	22,320								○	47,400											○	92,000												
青森県	おいらせ町					○	21,700								○	22,900											○	89,550												
青森県	大間町					○	24,490								○	23,550											○	85,000											・学用品費 1年生 22,320円、2～3年生 24,490円 最多見込み 3年生 62%	
青森県	東通村					○	22,320								○	47,400											○	89,000												
青森県	風間浦村					○	21,700								○	22,900											○	90,000												
青森県	佐井村					○	22,320								○	47,400											○	84,000												
青森県	三戸町					○	22,320								○	47,400											○	102,000											修学旅行費は30予算額	
青森県	五戸町			○	21,700	21,700					○	22,900	22,900														○	55,700	55,700											
青森県	田子町					○	22,320								○	47,400											○	92,362												
青森県	南部町					○	22,320								○	47,400											○	98,000												
青森県	階上町					○	22,320								○	47,400											○	82,300	82,300										「支給平均額」欄については、30年度予算に計上した単価。	
青森県	新郷村					○	20,800								○	18,400											○												・学用品費・・・1年生19,200円、2～3年生20,800円 ・修学旅行費・・・実費の8割を支給。平均支給額0円。平成29年度の実績による（平成29年度は対象生徒なし）	

①都道府県	②市町村名	V その他																		VI 自由記述欄 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足				
		1. 学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況 (1) 教育委員会が把握している学校の取組 (あてはまるものすべてに○)										2. 教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況 (1) 教育委員会における取組 (あてはまるもの全てに○)												
		ア. 学用品等の中古品を安く販売(バザー等)	イ. 学用品等(中古品を含む)の貸し出し	ウ. 学用品等(中古品を含む)の無償給与	エ. 低価な学用品の使用	オ. 使用する学用品の精選	カ. 使用する学用品の入れ札・合見積等の実施	キ. 把握していない	ク. その他(※具体的な取組を(2)に記載)	(2)クの内容及び補足説明	ア. 自治体内で学用品等の仕様の統一	イ. 自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ. 学用品等の中古品を安く販売(バザー等)	エ. 学用品等(中古品を含む)の貸し出し	オ. 学用品等(中古品を含む)の無償給与	カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成	キ. 学用品等の購入費用の負担	ク. 学校(又は校長会等)に対して、学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提	ケ. 学校(又は校長会等)に対して、他校の取組状況を情報提供		コ. その他(※具体的な取組を(2)に記載)	(2)コの内容及び補足説明	(3) その他学校や教育委員会以外での取組	
		該当団体数	0	2	0	1	5	0	34	0	0	1	2	0	0	1	5	0	1		0	0	4	3
青森県	青森市							○															イ. 自治体内で学用品等の一括契約・購入 ・下記の学用品を一括購入して新入学児童に支給 【青森地区】算数セット、色鉛筆、工作マット、油粘土等 【浪岡地区】リュック(ランドセルとして使用)	
青森県	弘前市							○																
青森県	八戸市	○				○																		
青森県	黒石市							○																
青森県	五所川原市							○																
青森県	十和田市							○																
青森県	三沢市							○																
青森県	むつ市							○																
青森県	つがる市							○																
青森県	平川市							○							○									
青森県	平内町							○																
青森県	今別町							○																
青森県	蓬田村							○																
青森県	外ヶ浜町							○						○	○								オ. 学用品等(中古品を含む)の無償給与 ・新入学児童に対して運動着の支給を実施 カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成 ・学校給食費給付金交付	医療費 医療費給付条例により医療費無償化
青森県	鯉ヶ沢町							○																
青森県	深浦町							○																
青森県	西目屋村							○																
青森県	藤崎町							○																
青森県	大鰐町							○																
青森県	田舎館村	○																						
青森県	板柳町							○																
青森県	鵜田町							○																
青森県	中泊町							○																
青森県	野辺地町							○																
青森県	七戸町					○		○															町で学校給食費の給付、医療費の給付	

